

大田生活実習所既存棟への新井宿福祉園の一時移転に関する説明会 質疑応答集（概要）

【日 時】 令和7年2月27日(木) 18:30～19:30

【会 場】 大田生活実習所 東棟（3階多目的室）

【参加者】 11名

No.	分類	質疑	区の回答
1	バス関連	小学生や中学生の下校時刻とバス送迎が重なることについて、注意喚起を徹底してほしい。	バス運転手には安全運行の徹底を指示するとともに、中萩中小学校を通じて保護者の皆様にもご案内させていただきます。
2	バス関連	大田生活実習所と新井宿福祉園のバスの運行時間帯は同じか。	両施設の活動時間が同じであるため、基本は同時に運行することになります。
3	バス関連	それぞれの施設のバスが、どのように出入りするのか。	大田生活実習所のバスは、6台全てが中萩中小学校の西側の道を通り、実習所の敷地内に入ります。 新井宿福祉園のバスのうち、マイクロバス5台は中萩中小学校の北側の道を通り、ワゴン1台は小学校の西側の道を通って新井宿の敷地内に入ります。 どちらのバスも、敷地から出て西側に抜けていく予定です。
4	バス関連	バス運行時間帯にガードマンを配置してほしい。	現在、両施設やバス会社との打合せを実施していますが、どのような方法で安全管理ができるか、検討いたします。
5	バス関連	送迎バスがピロティ内でもアイドリングをしているのはいかなものか。	車椅子を利用されている方が乗り降りする際には、エンジンをかけておく必要があります。必要のない時には、エンジンを停止するよう申し伝えます。
6	バス関連	新井宿福祉園の西側の通路は、歩行者専用・住民専用道路のため、送迎バスや関係のある業者の車両が通らないようにしてほしい。	改めて、新井宿福祉園・大田生活実習所の送迎バスや関係のある業者にも、こちらの道路は通行しないように指示いたします。
7	運営	新井宿福祉園はどのような方を利用対象としているのか。	大田生活実習所と同様に、「生活介護」という比較的障がいの重い方が送迎バスを使用して通所する事業所です。ただ、大田生活実習所については、医療的ケアが必要なさらに重度の障がいがある方が数名通所して

			おり、そこが少し異なります。
8	運営	利用者のお迎えで来ているヘルパーが、自宅付近で待機していることがあるが、不審者と見分けるために名札等をつけてほしい。	実習所を通じて、関係のあるヘルパー事業所には、名札等の着用を徹底するよう依頼します。
9	運営	ベランダが自宅と向き合っており、プライバシー保護のため、見合いへの配慮や、ベランダの使い方を見直してほしい。	見合いについては、目隠しフィルムを貼る方向で進めさせていただきます。強度の問題でベランダの柵には目隠し板の設置が難しいため、ベランダでの活動や物干しについては、近隣の皆様にご不便をおかけしない方法を検討させていただきます。
10	運営	それぞれの施設での活動内容は。	新井宿福祉園は、煎餅づくり・陶芸・染色等、大田生活実習所は、手工芸・陶芸・リサイクル等、それぞれの施設が独自でサービスを提供しています。
11	運営	新井宿福祉園も大田生活実習所と同様に陶芸を行うとのことだが、実習所に新しくできた陶芸窯置き場の換気扇の騒音がひどかった。今後の運営についてどのように考えているか。	実習所の換気扇については、今後、消音装置の設置を検討しております。また、新井宿福祉園においても、陶芸は大切な活動の1つとして行いますが、頻度については今後検討させていただきます。
12	工事	既存等の工事により、騒音や粉塵、側溝の破損等が発生している。直近の事前説明もなく、意見が出てから粉塵や騒音対策をとるなど、想定や配慮が不十分ではないか。	これまで皆様からいただいたご意見を真摯に受け止め、今後の解体工事にも反映させていただきます。既存等の解体工事前の工事説明会は、令和9年度を予定しておりますので、改めてご案内いたします。
13	工事	アスベストの含有についても、十分な説明と対応をお願いしたい。	アスベストについては、工事説明会にて含有の有無や安全に撤去する方法について、施工業者から改めてご説明させていただきます。
14	工事	粉塵が飛ぶ可能性がありながら、解体の途中で高いパネルを取り外したのはなぜか。	ご指摘のパネルは、既存の建物に支持をとり設置しているため、建物が壊れてしまうとパネルの倒壊の恐れがありますので、建物を上から壊していくのに合わせて、パネルも一段ずつ取り外しを行いました。
15	工事	粉塵対策として車両にビニールを被せていただいているが、風の強い時には被せていないのはなぜか。	風の強い時にはビニールがはためくことで車体と接触し、車体を傷つけてしまう恐れが大きいことや、ビニールが風で煽られて道路にはみ出てしまうことから、判断させ

			<p>ていただきました。</p> <p>今後は、そのような場合は施工者より、あらかじめご説明させていただきます。</p>
16	計画	<p>今も東棟で運営することができているが、本当に西棟は必要なのか。</p>	<p>現在の利用者数であれば運営可能ですが、障がいのある方の人数が今後増えていく想定から、障害者福祉施設整備計画を策定しており、西棟の設置も必要であると考えております。どうかご理解いただけますようお願い申し上げます。</p>
17	計画	<p>東棟完成後、近隣が施設を見学できる機会がなかった。本来、近隣に対しての配慮として実施するべきではないか。</p>	<p>これまでもできるだけ丁寧な対応を心がけてまいりましたが、令和 11 年度の西棟完成後に施設内をご覧いただく機会については、今後検討いたします。</p>

以上